

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 大綱の策定等

地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を、第二の総合教育会議において協議した上で定めるものとする事。

(第一条の三関係)

第二 総合教育会議

地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次に掲げる構成員の事務の調整を行うため、地方公共団体の長及び教育委員会をもって構成する総合教育会議を設けるものとする事。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(第一条の四関係)

第三 教育委員会の組織

一 教育委員会は、教育長及び四人の委員をもって組織すること。
(第三条関係)

二 教育長は、地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命するものとする。 (第四条関係)

三 教育長の任期は三年とし、委員の任期は四年とすること。
(第五条関係)

四 教育長及び委員は、その職務の遂行に当たっては、基本理念及び大綱に則して、かつ、児童、生徒等の教育を受ける権利の保障に万全を期して当該地方公共団体の教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならないものとする。
(第十一条第八項関係)

五 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表すること。
(第十三条関係)

第四 会議

教育委員会の会議は、教育長が招集することとし、教育長は、委員の定数の三分の一以上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求された場合には、これを招集しなければならないものとする。
(第十四条関係)

第五 事務の委任等

教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならないものとする事。 (第二十五条第三項関係)

第六 文部科学大臣の指示

教育委員会の法令違反や怠りがある場合であつて、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれ、その被害の拡大又は発生を防止するため、緊急の必要があり、他の措置によつてはその是正を図ることが困難な場合、文部科学大臣は、教育委員会に対し指示できるものとする事。 (第五十条関係)

第七 施行期日

この法律は、平成二十七年四月一日から施行すること。ただし、次に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行すること。 (附則第一条関係)

- 一 附則第三条及び第二十二條の規定 公布の日
- 二 附則第二十条の規定 この法律の公布の日又は地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正す

る法律（平成二十六年法律第 号）の公布の日のいずれか遅い日

三 附則第二十一条の規定 この法律の公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）の公布の日のいずれか遅い日

第八 経過措置

一 この法律の施行の際現に在職する教育長は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職すること。

二 その他この法律の施行に伴い必要となる経過措置等について定めること。
(附則第二条から第五条まで及び附則第二十二条関係)

第九 関係法律の一部改正

その他関係法律について所要の改正を行うこと。
(附則第六条から第二十一条まで関係)